

令和2年度滋賀県スマートコミュニティ検討支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の特性に応じた効率的なエネルギー利用を図る分散型エネルギーシステムを構築することにより、災害等のリスクに強い安全・安心な社会や低炭素な社会の実現、地域内経済循環につなげるため、再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの構築に向けた取組に対し、予算の範囲内で令和2年度滋賀県スマートコミュニティ検討支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートコミュニティ 再生可能エネルギー等を活用し、一定規模のコミュニティの中で電気または熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的利用を行うことをいう。
- (2) 再生可能エネルギー等 別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、滋賀県内においてスマートコミュニティの構築に向けた取組を検討する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人格を有する民間事業者
 - (2) 前号に定める事業者を主たる事業者とする協議会等の任意団体
 - (3) 県内市町
- 2 前項第1号および第2号に定める事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 事業実施地域の県内市町が参画する検討委員会等を設置していること、または設置を予定していること
 - (2) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制が整備されていること
 - (3) 県税に滞納がないこと
 - (4) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、スマートコミュニティの構築に向けた事業化可能性調査で、別表第2に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 第6条第3項に規定する補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手しているとき。
- (2) 国もしくは国の関連団体または滋賀県の他の補助金の交付を受けて事業を実施するとき。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費および補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、別表第3に定める経費のうち県が認めた経費とする。
- (2) 補助金額は、補助対象経費からその他収入額を控除した額とし、500万円を限度とする。(千円未満切り捨て)

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を希望する者は、別に定める期日までに、採択申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の採択申請書の提出があったときは、別に定める審査会においてその内容を審査し、速やかに採択または不採択の結果を申請者に対して通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けて補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条第3項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に対して通知するものとする。

(事業の実施)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の通知日以後に補助事業（補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）を開始するとともに、令和3年3月31日までに完了しなければならない。

(事業計画変更等に係る承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更
- (2) 事業実施地域の変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

2 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前2項の変更等の承認にあたって、補助事業者に対して通知するものとし、必要に応じて条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日または令和3年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定（事業計画変更の承認を含む。）の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または

一部を概算払いにより交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による交付決定（第9条第3項の規定による変更等の承認を含む。）の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
 - (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずることができる。

(標準処理期間)

第15条 第7条の規定による補助金の交付決定等の通知は第6条第3項の規定による補助金交付申請書の、第9条第3項の規定による事業計画変更等に係る承認の通知は同条第1項の規定による事業計画変更承認申請書または同条第2項の規定による事業中止（廃止）承認申請書の、第11条の規定による補助金の額の確定の通知は第10条第1項の規定による事業実績報告書の提出のあった日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を整備し、経理の状況を明確にしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第17条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な指示をして報告を求め、または検査をすることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も事後状況について報告を求めることができる。

(補助事業の公表)

第18条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容および進捗状況、効果等について県が公表することに同意するものとする。

(雑則)

第19条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行し、令和2年度の補助事業に適用する。

別表第1（第2条関係）

種 別	内 容
(1) 再生可能エネルギー由来の発電設備	○太陽光発電 ○風力発電 ○小水力発電 ○バイオマス発電 ○その他知事が認めるもの
(2) 再生可能エネルギー由来の熱利用設備	○太陽熱利用 ○バイオマス熱利用 ○地中熱利用 ○下水熱利用 ○その他知事が認めるもの
(3) 革新的なエネルギー高度利用技術	○天然ガスコージェネレーション ○燃料電池 ○その他知事が認めるもの

別表第2（第4条関係）

種 別	事 業 内 容
事業化可能性調査	導入を検討する再生可能エネルギー等の賦存量や規模、候補地、コストや収益構造等の事業採算性、資金調達方法、事業化に向けた技術的・制度的課題と解決策等、実現可能性を調査し、その成果として検証結果を取りまとめる事業

別表第3（第5条関係）

種 別	内 容	備 考
賃 金	事業実施に必要な臨時アルバイト等の賃金	○補助事業者の職員（事業実施に必要な臨時アルバイト等の賃金を除く。）や個人に対する謝金、旅費および食糧費、事務所の賃借料等、経常的運営に要する経費ならびに備品購入費や設備設置等に要する経費は、補助対象経費とならないものとする。 ○消耗品は、1品目あたりの取得原価（単価）が3万円未満（税込）であるものをいう。
謝 金	外部専門家等に対する謝金	
旅 費	外部専門家等に対する旅費	
食 糧 費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は除く。）	
消 耗 品 費	事業実施に必要な事務用品、啓発資材等の購入費	
印 刷 製 本 費	チラシ、冊子、報告書等の作成費等	
通 信 運 搬 費	事業実施に必要な郵送料、運搬費等	
委 託 料	導入ポテンシャル調査、事業化・収支計画等の策定、環境影響調査等	
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料、機械器具リース・レンタル料等	
保 険 料	事業実施に必要な保険料	
その他知事が必要と認める経費		